

愛媛会主催「オンライン登記申請制度」研修会 報告書

業務担当理事 石田 浩三

平成16年6月19日、愛媛県司法書士・土地家屋調査士合同会館において、日調連制度対策本部委員である藤木政和先生（滋賀会副会長）を講師とする、「オンライン登記申請制度について」の研修会に石田業務部理事、杉山比例会費検討委員会委員長（兼財務部長兼総務部理事）が参加したので報告する。

最初に、これまでの連合会における取り組み及び改正不動産登記法についての説明がなされた。この説明については特筆すべきものはないが、今後のオンライン申請の予定についても説明がなされたので以下に報告する。

平成17年3月にとりあえず1庁をオンライン指定庁とし、その後1年に100庁を目標に指定をしていくとのことである。基本的にはコンピューター庁については序々に指定がなされていくことになると思われるが、現実的には1年に40～50庁くらいの指定にとどまるのではないかと指摘であった。また、図面の電子化も進めて行く予定であるとのことであったが、オンライン指定庁の指定とは別途に進められるとのことであった。

次に、今後、政令・省令で決定されていく事項についての説明がなされた。付帯決議において、関連団体との協議をする旨の決議がなされたこともあり、日調連の活動が期待される分野であるが、主に協議されていくのは、添付書類（添付情報）の軽減 調査書の法定化の検討 地図のあり方 地積測量図の取り扱いについて、の4項目が揚げられた。

の添付書類（添付情報）の軽減については、資格者制度を利用し、資格者が要約情報を添付した場合、添付書類を省略する取り扱いができるよう協議をするとのことであった。また、それに関連して、日調連での認証局の運営についても検討していくことが報告された。 の地積測量図の取り扱いについては、地積測量図をXML文書化して送信し、その際地積測量図の機能（ex座標、求積）のみを文書化し、その他の情報については調査書に記載することとし、調査書を法定化していく方向で協議中とのことであった。

また、オンライン申請になると現在の比例会費である証紙貼付行為が物理的に無くなるので、オンライン申請時の日調連資格認証等の際にその情報を各単位会に公開することができるか否かとの質疑がなされたが、現在意見を集約中の様子であり、明確な回答はなかった。

改正不動産登記法は、詳細については政令・省令で定めることとされているが、現在においては協議中の事項であり、今後、政令・省令が制定され次第、山口会においても研修を実施する必要があると思料する。

なお、今回の研修は、愛媛会においてビデオ録画されているとのことである。